

議案第 8 号

山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

山都町報酬及び費用弁償条例（平成 17 年山都町条例第 39 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 4 日提出

山都町長 梅田 穰

（提案理由）

山都町農業委員会の会長、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額の改定に伴い、山都町報酬及び費用弁償条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

山都町報酬及び費用弁償条例（平成 17 年山都町条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

農業 委員	会長	年額	基本額 198,000円	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	
	委員	年額	基本額 173,000円	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	
	農地利用最適 化推進委員	年額	基本額 100,000円	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	

」を「

農業 委員	会長	年額	基本額 265,000円	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	
	委員	年額	基本額 240,000円	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	
	農地利用最適 化推進委員	年額	基本額 120,000円	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	

」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年山都町条例第39号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
別表第1(第2条関係) 【別記1 参照】	別表第1(第2条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

現行

区分		報酬		備考
農業委員	会長	年額	基本額 <u>198,000円</u>	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	
	委員	年額	基本額 <u>173,000円</u>	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	
	農地利用最適化推進委員	年額	基本額 <u>100,000円</u>	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	

改正後 (案)

区分		報酬		備考
農業委員	会長	年額	基本額 <u>265,000円</u>	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	
	委員	年額	基本額 <u>240,000円</u>	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	
	農地利用最適化推進委員	年額	基本額 <u>120,000円</u>	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	